

暮らしに希望を HOPE

市政レポート 日本共産党秋田市議団 Tel 888-5413 Fax 866-0998

豪雨災害で被災された皆さんへ お見舞い申し上げます

お困りごとなどございましたらご相談ください

7月14日から大雨により被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。炎天下での復旧作業は適度な休憩と水分補給で、熱中症などにはご注意ください。

日本共産党市議団は、被災者を訪問し、被害の調査を聞き取り、ボランティアを派遣しています。

「この先、何をしたら良いのかわからない」「人手が欲しい」という方はご相談ください。

国、県、市の連携で復興に力を尽くします。

日本共産党秋田市議団



2023.8.4 要望書を提出



岩見川の決壊により大規模な被害を受けた河内三内寺田の農地

国会議員、県議会議員と一緒に被災地を視察



岩見川の激流によって損壊した新川橋

罹災証明書が届いたら内容のご確認を！

調査結果に納得がいかない場合は、再調査を依頼することができます。

片付けが進み、次はどうしたら？お悩みかと思えます。

このまま修理をして住むのか、建て替えたほうが良いのか、移り住んだほうが良いのか...

いずれにしても、罹災証明書が交付されると、受けられる支援制度があります。

右の「住まいの再建ロードマップ」がお役に立つと思います。スマホなどでご覧になれない方や、ご相談がある方は、ご連絡ください。生活再建に向けた手助けができるかもしれません。

TEL 888-5413 (市議団)
TEL 833-0101 (党事務所)
までお電話ください。

住まいの再建ロードマップ

(①修理型、②建替型、③転居型、④賃借人型 の4つのパターン)

この再建ロードマップを手元におけば被災された方の再建の状況を確認したり、これからのことを1つ1つアドバイスしやすくなるね!



静岡市の永野海弁護士のプロブログより転載させていただきました。上のQRコードより資料を見ることができます。

※ 裏面に秋田県・市の生活再建に関する支援制度を一覧にしてありますので、参考にご覧ください。

秋田県・市の生活再建に関する支援制度

2023年8月27日

見舞金	制度	概要	罹災証明書	床下	床上					
					一部損壊	準半壊	半壊	中規模半壊	大規模半壊	全壊
県	市	被害調査の結果、床上浸水以上の被害と判定された方に見舞金を給付。8月4日から順次、対象となった方へ通知を送付。返信が必要。	不要	—	20万円					60万円
			必要	—	6.3万円（うち市5万円、共同募金委員会1万円、社会福祉協議会3千円）					11.3万円（うち市10万円）
住宅	県リフォーム	50万円以上（税込）の住宅の災害復旧工事について、工事費の一部を補助します	必要	—	【補助額】 工事費の10% 上限8万円					
	市リフォーム	20万円以上（税込）の住宅の災害復旧工事について、工事費の一部を補助します	必要	【補助額】 工事費の10% 上限5万円						
	応急修理	一定規模の被害を受け、自ら修理する資力のない世帯を対象に、日常生活に必要な不可欠な部分の最小限度の応急修理	必要	—	【限度額】 34万3千円以内（世帯）	【限度額】 70万6千円以内（世帯）				△
	県貸付型応急住宅	自らの資力では住宅を確保できない世帯に対し、災害救助法に基づき、市が民間賃貸住宅を借り上げて、応急住宅として一時的に提供します。入居期間 2年以内（延長なし）	必要	—	入居日から2年以内（延長なし） 注：応急修理制度の利用者の場合は、災害発生日から原則6か月以内					
被災者生活再建支援		災害により住家に被害を受けた世帯に対し、被害の程度と再建方法に応じて支援金を支給します。	必要	—	解体し再建する場合 合 112万5,000円 ～300万円	住宅再建する場合 18万7,500円～300万円	75万円～300万円			
災害援護資金貸付金		世帯主が重傷を負った、または、著しい損害を受けた世帯のうち、一定の所得に満たない世帯に対し、生活の立て直しをするための資金の貸付を行います。	必要	—	【貸付限度額】 150万円～350万円（被害の種類・程度、所得要件による） 【貸付条件】 措置期間経過後 年1.5%（連帯保証人ありの場合は無利子）償還期間10年（措置期間 3年を含む）					

※ 被災者生活再建支援制度は被害状況だけでなく、世帯の構成、所得など条件によって支援金の額が変わります。

※ その他、各減免制度があります